

# 第4期名取市障害福祉計画

平成27年度から平成29年度

平成27年3月

名 取 市



# 目次

---

第1章 計画の基本理念及び位置づけについて	1
第1節 計画の基本理念	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	2
第4節 障害者総合支援法に基づくサービス内容	2
第5節 児童福祉法に基づくサービス内容	2
第6節 自立支援給付・地域生活支援事業以外のサービスについて	3
第2章 平成29年度目標値の設定	4
第1節 福祉施設入所者の地域生活への移行目標	4
第2節 福祉施設から一般就労への移行目標	5
第3節 就労移行支援事業の利用者数の目標	5
第4節 就労移行率が3割以上の事業所の割合目標	6
第5節 地域生活支援拠点等の整備目標	6
第3章 障害福祉サービスの見込み量及び見込み量確保のための方策	7
第1節 訪問系サービス	7
第2節 日中活動系サービス	8
第3節 居住系サービス	9
第4節 相談支援	10
第4章 児童通所サービスの見込み量及び見込み量確保のための方策	12
第1節 児童発達支援	12
第2節 放課後等デイサービス	12
第5章 地域生活支援事業の見込み量及び見込み量確保のための方策	14
第1節 障害者相談支援事業	14
第2節 地域活動支援センター事業	15
第3節 意思疎通支援事業	15
第4節 日常生活用具給付等事業	16
第5節 移動支援事業	16
第6節 成年後見制度利用支援事業	17
第7節 その他の事業	17
第6章 計画の推進にあたって	20
第1節 計画の推進体制	20
第2節 計画の進行管理	20



---

# 第1章 計画の基本理念及び位置づけについて

---

## 第1節 計画の基本理念

---

障がいのある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、国の基本方針に掲げる以下の点に配慮して、「名取市障害者計画」の基本理念である「ともに生き、ともに支え合い、生きがいのある地域づくり～障がいのある人が、地域で安心して生活するために～」の実現に向けて、名取市障害福祉計画を策定するものです。

### 基本理念 1

#### 障がいのある人の「自己決定」と「自己選択」の尊重

障がいのある人が自らその居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けながら自立と社会参加の実現が図られるよう、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

### 基本理念 2

#### 実施主体の市への統一とサービスの一元化

障害福祉サービスの実施主体を市とし、どの障がいのある人も身近で一元的な障害福祉サービスを受けることができるようにします。

### 基本理念 3

#### 課題に対応したサービス提供体制の整備

施設入所から地域生活への移行、障がいのある人の就労支援などの課題に対応できるように、地域の社会資源を最大限に活用した障害福祉サービス提供体制の整備を進めます。

## 第2節 計画の位置づけ

---

名取市障害福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条」に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、「名取市障害者計画」を踏まえ、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、地域生活支援事業のサービス及びその他のサービスを提供するための基本的な考え方、目標及び確保すべきサービス量・確保のための方策を定める計画です。なお、本計画は、国の指針を基本とし、「名取市第五次長期総合計画」、「名取市震災復興計画」のほか、「高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」、「名取市子ども・子育て支援事業計画」などとの整合性を図り策定しました。

## 第3節 計画の期間

---

第4期計画期間は、平成27年度から平成29年度の3カ年とします。平成29年度に見直しを行い、次期計画を策定します。

## 第4節 障害者総合支援法に基づくサービス内容

---

障害者総合支援法に基づき、提供されるサービスは大きく分けて、全国一律の基準で実施する「自立支援給付」と地域特性や利用者の状況に応じて柔軟な事業形態により地方自治体を実施する「地域生活支援事業」の2つがあります。自立支援給付は、「介護給付費」、「訓練等給付費」、「補装具費」、「自立支援医療費」などに分かれています。

## 第5節 児童福祉法に基づくサービス内容

---

障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により、平成23年度までは障害者自立支援法に位置づけられていた「児童デイサービス」は、平成24年度からは、児童福祉法に基づく障害児通所支援として、「児童発達支援」又は「放課後等デイサービス」として実施されました。

このことにより、障害者自立支援法の位置づけではなくなったため、第3期障害福祉計画では記載しませんでした。第4期障害福祉計画においては、国の指針により盛り込むこととなったため、本計画で見込むこととなりました。

※障害者自立支援法は平成25年4月に障害者総合支援法に改正されました。

## 第6節 自立支援給付・地域生活支援事業以外のサービスについて

---

名取市がこれまで行ってきた障がいのある人に対するサービスの中で、自立支援給付又は地域生活支援事業の体系への位置づけを行わない市独自の事業があります。

これらのサービスについては、現行と同様のサービスの提供を行います。

## 第2章 平成29年度目標値の設定

障がいのある人の地域生活移行や一般就労への移行を進める観点から、第4期計画においては、以下の数値目標を設定します。

### 第1節 福祉施設入所者の地域生活への移行目標

福祉施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム等に移行する障がい者数を3人と見込みます。

また、施設入所者数については、国の指針では平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者から4%以上削減することを基本としておりますが、本市においては、施設入所者の多くの方が高齢又は重度の障がい者であり、また、在宅生活が困難で施設入所が必要となる方もいることなど、地域の実情及びこれまでの実績を踏まえた上で、削減は困難であることから、平成25年度末時点での施設入所者数と同数を見込みます。

事 項	数 値	備 考
平成25年度末時点の 施設入所者数 A	57人	
目標年度入所者数 B	57人	平成29年度末時点
【目標値】 地域生活への移行者数 C	3人	施設入所からグループホーム等に移行する者の数
【目標値】 削減見込み数 D	0人	A-B

【第3期計画（平成24年度から平成26年度）】

事 項	数 値	備 考
平成17年10月1日時点の 施設入所者数 A	45人	平成17年10月1日の入所者数
目標年度入所者数 B	45人	平成26年度末時点の利用人数
【目標値】 地域生活への移行者数 C	5人	施設入所からグループホーム・ケアホーム等に移行する者の数
【目標値】 削減見込み D	0人	A-B



## 第2節 福祉施設から一般就労への移行目標

国の指針では、平成29年度において福祉施設から一般就労へ移行する者について、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本としておりますが、当市においては、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、2人増と見込みます。

事 項	数 値	備 考
現在の年間一般就労移行者数	6人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度における年間一般就労移行者数	8人	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の目標数

【第3期計画（平成24年度から平成26年度）】

事 項	数 値	備 考
現在の年間一般就労移行者数	0人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度における年間一般就労移行者数	4人	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の目標数

## 第3節 就労移行支援事業の利用者数の目標

国の指針では、平成29年度末における就労移行支援事業利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上の増加を基本としておりますが、市内の就労移行支援事業所数の増加などが見込まれることから、6割以上の増加を見込みます。

事 項	数 値	備 考
平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数	23人	平成25年度末において就労移行支援事業を利用した者の数
【目標値】 目標年度における就労移行支援事業の利用者数	41人	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する者の目標数

【第3期計画（平成 24 年度から平成 26 年度）】

事 項	数 値	備 考
平成 26 年度末の福祉施設利用者数	286 人	平成 26 年度末において福祉施設を利用する人の数
【目標値】 就労移行支援事業の利用者数	29 人	平成 26 年度末において就労移行支援事業を利用する人の数

## 第4節 就労移行率が3割以上の事業所の割合目標

国の指針では、平成 29 年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本としておりますが、本市においては、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて、就労移行率が3割以上の事業所数を1事業所見込みます。

事 項	数 値	備 考
平成 29 年度末の就労移行支援事業所数	3 カ所	平成 29 年度末において就労移行支援事業を実施する事業所数
平成 29 年度末の就労移行支援事業所数のうち、就労移行率が3割以上の事業所数	1 カ所	平成 29 年度末において就労移行支援事業を実施する事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所数
平成 29 年度末における就労移行率3割以上の事業所の割合	33%	平成 29 年度における就労移行率3割以上の事業所の割合

## 第5節 地域生活支援拠点等の整備目標

地域生活支援の機能を強化するため、平成 29 年度末までに、グループホーム又は障害者支援施設に付加した地域生活支援拠点等を整備することが国の指針として掲げられています。名取市では、地域の実情や県、近隣市町村の動向をみながら、市単独又は圏域内での整備を検討します。

## 第3章 障害福祉サービスの見込み量及び見込み量確保のための方策

### 第1節 訪問系サービス

#### 1. 居宅介護（ホームヘルプサービス）

自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

#### 2. 重度訪問介護

重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に自宅で入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

#### 3. 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の外出に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。

#### 4. 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

#### 5. 重度障害者等包括支援

介護の必要性が高い人に、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的にを行います。

【サービス見込み量】（1ヵ月あたり）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護 重度訪問介護	3,900 時間	4,200 時間	4,500 時間
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	115 人	122 人	129 人

#### ◆見込み量の考え方

平成 26 年度までの実績を踏まえ算出した平成 27 年度のサービス見込み量を基礎として、今後利用者の増加、サービス利用拡大が見込まれることから、毎年 300 時間の増を見込みました。

◆見込み量確保のための方策

サービス提供事業者に対し、適切な情報提供や各種研修会の参加促進などを図りながら、必要な実施体制の充実を図ります。

## 第2節 日中活動系サービス

### 1. 生活介護

常に介護を必要とする人に、施設で昼間に、入浴、排せつ、食事等の介護、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

### 2. 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間内で身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。

### 3. 就労移行支援

一般企業等に就労を希望する人に、定められた期間内で就労に必要な知識、能力の向上のための訓練を行います。

### 4. 就労継続支援（A型・B型）

一般企業等への就労が困難な人に働く場所を提供するとともに、就労に必要な知識、能力の向上のための訓練を行います。

### 5. 療養介護

医療を要し、常に介護が必要な人に、医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護や日常生活の世話をを行います。

### 6. 短期入所（福祉型・医療型）

介護者が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて、施設で入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

【サービス見込み量】（1ヵ月あたり）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	2,662 人日分	2,794 人日分	2,926 人日分
	121 人	127 人	133 人
自立訓練（機能訓練）	0 人日分	20 人日分	40 人日分
	0 人	1 人	2 人
自立訓練（生活訓練）	200 人日分	240 人日分	280 人日分
	10 人	12 人	14 人
就労移行支援	627 人日分	703 人日分	779 人日分
	33 人	37 人	41 人

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労継続支援（A 型）	579 人日分	667 人日分	775 人日分
	26 人	30 人	34 人
就労継続支援（B 型）	2,208 人日分	2,333 人日分	2,458 人日分
	123 人	129 人	135 人
療養介護	8 人	9 人	10 人
短期入所（福祉型）	213 人日分	240 人日分	267 人日分
	55 人	60 人	65 人
短期入所（医療型）	17 人日分	20 人日分	23 人日分
	7 人	8 人	9 人

◆見込み量の考え方

平成 24 年度から平成 26 年度までの利用者数を基礎とし、利用者数の伸びなどを勘案し、見込み量を定めました。

◆見込み量確保のための方策

- ・障がいのある人の就労機会拡大のため、関係機関と連携し、雇用に対する理解と協力の啓発を図ります。
- ・障がいのある人が地域で生活できるよう、日中活動の場の確保に努めます。
- ・短期入所のサービス事業所が少ないことから、広域的な対応により見込み量の確保に努めます。

## 第3節 居住系サービス

### 1. 共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事等の介護、相談、日常生活上の援助を行います。

### 2. 施設入所支援

施設に入所する人に、入浴、排せつ、食事等の介護等を行います。

【サービス見込み量】（1 ヶ月あたり）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助	50 人	54 人	58 人
施設入所支援	59 人	58 人	57 人

◆見込み量の考え方

共同生活援助（グループホーム）については、平成 24 年度から平成 26 年度までの利用者数を基礎とし、利用者数の伸び、アンケート調査の結果も踏まえ、見込み量を定めました。

施設入所支援の平成 29 年度利用見込み数については、4 ページ B の目標年度入所者数になります。

◆見込み量確保のための方策

共同生活援助（グループホーム）については、家族介護者の高齢化や養護者等亡き後も地域で生活できるよう、地域の理解を深めながら事業者等と連携・協力を図り、整備の促進に努めます。

※国の法改正により、共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、平成 26 年 4 月 1 日から共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に統合されました。

## 第4節 相談支援

### 1. 計画相談支援・障害児相談支援

障害福祉サービスを利用する人に対し、サービス利用計画の作成を行います。

### 2. 地域移行支援

施設や病院から退所・退院する障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

### 3. 地域定着支援

施設や病院からの退所・退院や家族からの独立などにより単身生活に移行した人などに対し、常時連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談等の支援を行います。

【サービス見込み量】（1 ヶ月あたり）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	70 人	75 人	80 人
障害児相談支援	15 人	18 人	23 人
地域移行支援	1 人	2 人	3 人
地域定着支援	1 人	2 人	3 人

◆見込み量の考え方

国の制度改正により、支給決定の前にサービス等利用計画案等を作成し、支給決定

の参考とすることになったことから、増加が見込まれます。

◆見込み量確保のための方策

- 計画相談支援（障害児相談支援）について、指定特定（障害児）相談支援事業所の拡充に努めるとともに、名取市障がい者等地域づくり協議会専門部会等において、情報共有、事例検討を行い、相談支援専門員の資質向上に取り組みます。
- 県が指定する指定一般相談支援事業者と連携し、福祉施設の入所者及び入院中の精神障がいのある人や単身の障がいのある人が地域生活を継続できる体制の整備に努めます。

## 第4章 児童通所サービスの見込み量及び見込み量確保のための方策

### 第1節 児童発達支援

障がいのある未就学児が施設へ通所して、日常生活における基本的動作の訓練などを行います。

【サービス見込み量】（1ヵ月あたり）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	273 人日分	286 人日分	299 人日分
	21 人	22 人	23 人

◆見込み量の考え方

平成 26 年度までの実績を踏まえ算出した平成 27 年度の利用者数、利用日数を基礎として毎年 1 人増、13 日増を見込みました。

◆見込み量確保のための方策

障がい児が必要な支援を受けられることができるよう、サービス提供事業者と連携し見込み量の確保に努めます。

### 第2節 放課後等デイサービス

障がいのある学校通学中の子どもが、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練や創作活動などを行います。

【サービス見込み量】（1ヵ月あたり）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
放課後等デイサービス	1,160 人日分	1,220 人日分	1,280 人日分
	100 人	105 人	110 人

◆見込み量の考え方

平成 26 年度までの実績を踏まえ算出した平成 27 年度の利用者数、利用日数を基礎として毎年 5 人増、60 日増を見込みました。



◆見込み量確保のための方策

サービス提供事業者に対し、適切な情報提供や各種研修会の参加促進などを図りながら、必要な実施体制と見込み量の確保に努めます。

## 第5章 地域生活支援事業の見込み量及び見込み量確保のための方策

障がいのある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、障がいのある人やその保護者等の福祉の増進を図ります。

### 第1節 障害者相談支援事業

障がいのある人、障がい児の保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。

また、相談支援事業をはじめとする、地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、「名取市障がい者等地域づくり協議会」を活用し、相談支援事業者の運営評価や困難事例への対応のあり方等を協議、調整します。

#### 【見込み量】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者 相談支援 事業	障害者相談支援事業	4カ所	4カ所	4カ所
	名取市障がい者等 地域づくり協議会	実施	実施	実施

#### ◆見込み量の考え方

平成 26 年度において、障害者相談支援事業所は3カ所ですが、第4期計画期間中に1カ所増を見込みました。

#### ◆見込み量確保のための方策

- ・現在、3カ所の社会福祉法人に事業を委託し相談支援を行っていますが、多様なニーズや増加する相談に対応するため、障害者相談支援事業所の拡充に努めます。
- ・相談支援事業の充実・強化に向けて、相談支援にかかわる関係機関のネットワーク化を図るとともに、情報の共有化に努めます。
- ・地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置について、障がい者等地域づくり協議会等で検討していきます。

## 第2節 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターにおいて、利用者に対し、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図ります。

### 【見込み量】

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	地域活動支援センター Ⅱ型	箇所数	2カ所	箇所数	2カ所	箇所数
	利用者	90人	利用者	95人	利用者	100人

#### ◆見込み量の考え方

平成 26 年度までの実績を踏まえ算出した平成 27 年度の利用者数を基礎として、今後利用者の増加が見込まれることから毎年5人増を見込みました。

#### ◆見込み量確保のための方策

現在、1事業所においてこの事業を実施していますが、増加傾向にある利用者に対応するため事業所拡充に努めます。

## 第3節 意思疎通支援事業

意志疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対して、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行い、他者との意思疎通の円滑化を図ります。

### 【見込み量】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
要約筆記者派遣事業	延4人	延5人	延6人
手話通訳者派遣事業	延44人	延50人	延56人
手話通訳者設置事業	有	有	有

#### ◆見込み量の考え方

平成 26 年度の利用者数を基礎として、見込み量を定めました。

#### ◆見込み量確保のための方策

- ・聴覚障害者協会等との連携により、要約筆記者や手話通訳者の派遣について、今後もこの体制を維持していくよう努めます。
- ・手話通訳者設置事業については、手話通訳者の資格を有した社会福祉相談員を設置しています。

## 第4節 日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人に対し、日常生活用具を給付または貸与し、日常生活の便宜を図ります。

### 【見込み量】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用見込み件数	490 件	540 件	590 件

### 【主な種目】

特殊寝台、入浴補助用具、盲人用体温計、点字器、ストーマ装具、紙おむつ等

#### ◆見込み量の考え方

平成 26 年度までの実績を踏まえ算出した平成 27 年度の件数を基礎として、毎年 50 件増を見込みました。

#### ◆見込み量確保のための方策

障害者相談支援事業所や障害福祉サービス事業所などの関係機関と連携し、事業の周知と利用促進に努めます。

## 第5節 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行います。

### 【見込み量】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用見込み者数	40 人	45 人	50 人
延利用見込み時間数	2,000 時間	2,200 時間	2,400 時間

#### ◆見込み量の考え方

平成 26 年度までの実績を踏まえ算出した平成 27 年度の利用者数、延利用者時間を基礎として、毎年 5 人増、延 200 時間増を見込みました。

#### ◆見込み量確保のための方策

サービス提供事業者に対し、適切な情報提供や各種研修会の参加促進などを図りながら、必要な実施体制と見込み量の確保に努めます。

## 第6節 成年後見制度利用支援事業

知的・精神障がいのある人のうち、判断能力が不十分な人に対しサービス利用契約の締結等が適切に行われるよう成年後見制度の利用を支援し、後见人等の報酬の経費の一部について補助を行います。

### 【見込み量】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用見込み者数	5 人	6 人	7 人

#### ◆見込み量の考え方

平成 26 年度において利用者 4 人ですが、毎年 1 人増を見込みました。

#### ◆見込み量確保のための方策

相談支援事業者や障害福祉サービス事業所などの関係機関と連携し、成年後見制度の普及・啓発に努めます。

## 第7節 その他の事業

### 1. 日中一時支援事業

障がい者等の日中活動の場を確保し、家族の一時的な休息を図ります。

### 【見込み量】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用見込み者数	28 人	31 人	34 人

#### ◆見込み量の考え方

平成 26 年度までの実績を踏まえ算出した平成 27 年度の利用者数を基礎として、毎年 3 人増を見込みました。

#### ◆見込み量確保のための方策

日中一時支援事業のサービス事業所が少ないことから、広域的な対応により見込み量の確保に努めます。

## 2. 訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がいのある人の身体の清潔の保持等を図ります。

### 【見込み量】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用見込み者数	13 人	14 人	15 人

#### ◆見込み量の考え方

平成 26 年度までの実績を踏まえ算出した平成 27 年度の利用者数を基礎として、毎年 1 人増を見込みました。

#### ◆見込み量確保のための方策

障害者相談支援事業所や障害福祉サービス事業所などを通じて、情報提供を行い、事業の周知を図ります。

## 3. 自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業

障がいのある人の運転免許取得費または自動車改造費の一部を助成します。

### 【見込み量】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自動車運転免許取得費助成事業	4 人	5 人	6 人
自動車改造費助成事業	3 人	4 人	5 人

#### ◆見込み量の考え方

平成 26 年度までの実績を踏まえ算出した平成 27 年度の利用者数を基礎として、毎年 1 人増を見込みました。

#### ◆見込み量確保のための方策

地域で生活する障がいのある人の就労や自立生活へ向けて、市の広報やホームページなどを通じて情報提供を行い、事業の周知を図ります。

#### 4. スポーツ・レクリエーション教室開催等事業補助金交付事業

障がいのある人の参加促進を図るため、教室や大会を開催した場合に事業に要する経費の一部を助成します。

##### 【見込み量】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業補助金交付事業	1 回	1 回	1 回

##### ◆見込み量の考え方

第4期計画期間中においても、毎年当該事業を見込みました。

##### ◆見込み量確保のための方策

関係機関に事業の周知を図ります。

---

## 第6章 計画の推進にあたって

---

### 第1節 計画の推進体制

---

本計画の推進にあたっては、障がい者と家族、関係団体サービス提供事業者及び関係機関との連携のもと、総合的・一体的に取り組んでいきます。

また、地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす障がい者等地域づくり協議会の意見・提案を踏まえながら、計画的に事業を推進していきます。

### 第2節 計画の進行管理

---

名取市は、サービス提供事業者等の協力を得ながら、障害福祉サービスや地域生活支援事業の実施状況を調査し、サービス利用量などについて点検をしていきます。

また、障がい者等地域づくり協議会からの意見を踏まえながら、サービス提供に関わる課題や取り組み方針等について検討していきます。



## 第4期名取市障害福祉計画

---

発行年月：平成27年3月

編集：名取市 健康福祉部 社会福祉課

〒981-1292 宮城県名取市増田字柳田 80

TEL (022) 384-2111

FAX (022) 384-2101